

現在検討されている規定案の一覧

項目	現行の規定	規定案
① 不利益事実の不告知の要件見直し(効果:契約の取消し)	消費者は、消費者にとってその事実が不利益となることなどについて事業者が「知っていること」を立証しなければならない。	消費者は、消費者にとって不利益な事実について「事業者が容易に知ることができた」ことを立証できればよい。
② 困惑類型の追加(効果:契約の取消し)	「不返去」、「監禁」により、消費者が困惑して契約をした場合、契約を取り消すことができる。	現行の類型に加えて、「消費者の不安を煽る告知」「勧誘目的で新たに構築した関係の濫用」「事業者が消費者の意思表示前に履行行為を実施し強引に契約を求めると」「契約しないと事業者が損失が生じることを正当な理由がないのに強調して告知すること」により、消費者が困惑して契約をした場合も、契約を取り消すことができる。
③ 不当条項の類型の追加(効果:契約条項の無効)	事業者の損害賠償責任を免除する条項、消費者の解除権を放棄させる条項、消費者が支払う損害賠償額(「平均的な損害の額」を超える部分)を定める条項などは無効とする。	現行の類型に加えて、有償契約について消費者が制限行為能力者となった場合に事業者が契約を解除することができる条項、事業者の責任について事業者が一方的に決定権限を持つという条項は無効とする。
④ 損害額についての消費者側の立証負担の軽減	消費者は、「無効を主張したい事業者」の平均的な損害の額を立証しなければならない。	消費者は、無効を主張したい事業者と「類似事業を営む事業者」の平均的な損害の額を立証すればよい。

(出所)「改正に関する規定案」を基に大和総研作成

① どんな改正?

現在、消費者契約法について、2016年5月の改正に引き続き改正が検討されています。不利益事実の不告知があった場合に契約を取り消せる場合が拡大するなど、消費者の保護をさらに強化する内容となっています。

② 影響は?

いったん結んだ契約が取り消されまたは無効となると、事業者・消費者の双方に大きな影響を及ぼすことが想定されます。今後、改正動向に要注意です。

改正の全体像

消費者契約とは、消費者・事業者間で結ばれる契約をいい、これに該当すれば広く消費者契約法が適用される。

この消費者契約法については、

現在、前回の改正(2016年5月成立・2017年6月施行)に引き続き改正が検討されている。最新の状況としては、2017年8月に取りまとめられた「消費者契約法専門調査会報告書」に基づいた「改正に関する規定案」に対するパブリックコメントの結果が10月25日に公表されたところである。

- この規定案では、主に次の4点の規定が提案されている(図表)。
- ① 不利益事実の不告知についての事業者の主観的要件の緩和
- ② 取り消しうる困惑類型の追加(いわゆるデイト商法など)
- ③ 無効となる契約条項の類型の追加
- ④ 損害額についての消費者側の立証負担の軽減

2 不利益事実の不告知の要件見直し

現行の消費者契約法では、事業者が消費者にとって利益となるこ

3 契約を取り消しうる困惑類型の追加

現行の消費者契約法では、事業者の一定の行為によって消費者が「困惑」したために契約が結ばれ

とを告げながら、それに関連する不利益な事実を故意に告げなかったこと(不利益事実の不告知)によって、消費者が誤認して契約を結んだ場合、契約を取り消すことができる。

例えば、不動産の売買契約に際して、売り手の担当者が、その物件が「眺望、日当たり良好」と買い手の消費者に説明したものの、「隣に高層ビルが建設される予定であること」を説明しなかったため、その消費者が「今後も眺望、日当たり良好」と誤解して売買契約を結んだ場合などである。

この場合、事業者の故意(その事実が消費者にとって不利益となること、かつ消費者がその事実を認識していないことを知っていること)を消費者が立証することは難しく、消費者の救済の妨げとなっていた。

規定案では、消費者にとって不利益な事実を事業者が告知していなかったことに「重大な過失」があったことが認められれば、契約

た場合、その契約は取り消すことができるとしている。

例えば、消費者の住んでいる家や勤め先に事業者が訪問して契約の勧誘をし、消費者が出ていってほしいと言ったにもかかわらず居座っているため、消費者が困って契約をしてしまったという場合(不返去)や、逆に事業者の事務所や店において消費者が勧誘を受け、家に帰りたいと言ったにもかかわらず帰らせてもらえないので、消費者が困って契約をしてしまったという場合(監禁)には、契約を取り消すことができる。

- 規定案では、この取り消しうる困惑類型に次の4つの類型を追加することが提案されている。
- ① 消費者の不安を煽る告知
 - ② 勧誘目的で新たに構築した関係の濫用
 - ③ 事業者が消費者の意思表示前に履行行為を実施し強引に契約を求めめること
 - ④ 契約しないと事業者が損失が生じることを正当な理由がないのに

シンクタンク研究員による
読み解き! 最新制度

消費者契約法、再度の改正が検討中
——消費者保護のさらなる強化へ

強調して告知すること

各類型の具体例を挙げると、①は例えば、就職に不安を抱いている学生に「あなたは一生成功しない」などと根拠なく告げて学生の不安を煽り、有料セミナーの受講契約をさせるような場合である。

②は例えば、最初から契約の勧誘をすることを目的として消費者と交際を始め、恋人関係となった段階で、契約をしなければその関係が維持できないと言って契約させる場合(いわゆるデイト商法)である。

③は、例えば、ガソリンスタンドでガソリンを入れるよう頼んだところ、「ワイパーが壊れている」などと言われて勝手にワイパーを交換され、代金を請求された場合である。この場合、消費者は契約をすることを承諾する前に、ワイパーの交換という契約の履行に当たる行為を先んじてされてしまったことから、「代金を支払わないと悪い」という負い目を感じたために本意でない契約を結んでいる

といえ、このように心理的な強制による類型を規制するものとなっている。

④は、例えば、不用品回収業者のトラックをマンションから呼び止めたが、予想外の回収料金を要求されたため断ったところ、「わざわざ上の階まで来ているのにこのままでは帰れない」と脅され、怖くなったので料金を支払った、というような場合である。これは「わざわざ来てもらったのだからいくらか支払わなければ悪い」という消費者の倫理観に訴えて消費者を非難することで、強引に契約に持ち込む類型を規制するものとなっている。

無効となる 契約条項（不当条項）の 類型の追加

現行の消費者契約法では、消費者の契約解除権を放棄させる条項など内容が不当といえる契約条項は無効となる。

規定案では、無効となる契約条

項に新たに2つの契約条項を追加することが提案された。

1つは、「消費者の後見等の開始による事業者の解除権付与の条項」である。

消費者が契約時に行為能力者であっても、契約後に制限行為能力者となった場合、事業者にとってはリスクとなるため解除できるとする条項をあらかじめ盛り込んでおくことがある。しかし、判断能力が不十分となった消費者が成年後見制度を利用するとかえって契約が解除されてしまい、消費者にとって不利益になる。そのため規定案では、有償契約について、消費者が制限行為能力者（被後見人・被保佐人・被補助人）となった場合に事業者が契約を解除することができるという条項を無効とすることが提案されている。

もう1つは、「決定権限付与条項」である。現行の消費者契約法では、事業者の損害賠償責任を一部または全部免除する内容の条項は無効とされている。例えば、「い

かなる場合も、弊社は責任を負いません」という条項は無効となる。

この場合、「事業者が自ら過失があると認めた場合には責任を負う」という内容の条項は、事業者の責任を免除する内容とはいえないため、無効とはならない。しかし、この場合でも事業者は「調査の結果、弊社に過失があるとは認めません」などと一方的に決定することによって責任を免れることができ、

実質的には責任を免除することができる条項といえる。そのため規定案では、自らが責任を負うかどうかについて、事業者が一方的に決定権限を持つ一定の条項についても無効とすることが提案されている。

損害額についての 消費者側の立証負担の軽減

現行の消費者契約法では、契約

の中に損害賠償の額の予定や違約金の額を定める条項があるとき、その条項の額が合算するとその事業者の「平均的な損害の額」を超えるときは、その超える額の部分は無効とされる。そして、消費者は「平均的な損害の額」や「条項の額がそれを超えること」を立証する必要がある。

しかし、「平均的な損害の額」は事業者によって異なることや、一般的にその額を立証するための資料は事業者が持っていることから、消費者にとっては立証が困難であるという問題があった。

規定案では、問題となる事業者と「類似事業を営む事業者」の平均的な損害の額を立証すれば、その額が「その事業者」の平均的な損害の額と推定されるものとして、消費者の立証負担を軽減することが提案されている。



小林 章子 ● こばやし・あきこ

大和総研 研究員 弁護士

金融商品取引法・会社法のほか、金融・証券税制についても調査を行う。著書として、「税金読本」法人投資家のための証券投資の会計・税務（いずれも共著 大和証券刊）。